

瀬戸市告示第149号

平成23年瀬戸市告示第13号（瀬戸市道路占用料条例第7条及び瀬戸市公共用物の管理に関する条例第10条に規定する占用料の減免について）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和2年9月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
占用物件の種類	区分	減免率	占用物件の種類	区分	減免率
<省略>			<省略>		
電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸引込地下埋設管	<省略>	<省略>	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者（同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸引込地下埋設管	<省略>	<省略>
<省略>			<省略>		